

1 現行計画の達成状況・評価

目標

- 女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

【計画期間中に実施した主な施策】

- 女性に対する暴力をなくす運動の実施、女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催（毎年11月、内閣府及び関係省庁）
- 人権週間（毎年12月）等の機会を通じて広報啓発活動を実施（法務省）
- 教育用コンテンツの活用・促進事業において、教育映画等審査を多様な分野において実施し、ドメスティック・バイオレンスに関する映画についても選定（文部科学省）
- 第161回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（強姦罪等の法定刑を引き上げ、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの）の施行（平成17年1月）（法務省）
- 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（毎年7月）及び全国青少年健全育成強調月間（毎年11月）において、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進（内閣府）
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）の施行（平成15年）（警察庁）
- 青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進するための地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施（文部科学省）

【主な政策効果】

- 各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況（内閣府）

	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年5月
婦人相談所	47	47	47	47
女性センター	12	13	14	16
福祉事務所	20	20	22	34
児童相談所	8	8	8	8
その他(支庁等)	0	15	15	15
合計	87	103	106	120

- 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数（内閣府）

	14年度	15年度	16年度
女性	35,797	43,054	49,107
男性	146	171	222
合計	35,943	43,225	49,329

- 配偶者からの暴力相談等の対応件数（警察庁）

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
3,608	14,140	12,568	14,410

注1) 対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害告訴状を受理し「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成した件数をいう。

注2) 平成13年は、10月13日(法施行日)から12月31日までの間

- 婦人相談所及び婦人相談員の配偶者からの暴力被害者の相談件数（厚生労働省）

12年度	13年度	14年度	15年度
9,176	13,071	17,611	19,102

- 婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況（厚生労働省）

(単位:人)

12年度	13年度	14年度	15年度
1,873	2,680	3,974	4,296

● 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

1 新受, 未済, 既済件数

	新受	未済	既済件数								却下	取下げ 等		
			認容(保護命令発令)						退去命令	退去命令, 被害者への 接近禁止命 令と同時			被害者への 接近禁止命 令と同時	事後的な 子への接近 禁止命令
			(1) 被害者に関する保護命令のみ 発令された場合			(2) 「子への接近禁止命令」が発令 された場合								
			退去命令と 接近禁止 命令の双方	接近禁止 命令	退去命令	退去命令	退去命令, 被害者への 接近禁止命 令と同時	被害者への 接近禁止命 令と同時						
平成13年総数	171	18	153	123	32	91	0				4	26		
平成14年総数	1426	46	1398	1128	326	798	4				64	206		
平成15年総数	1825	49	1822	1468	406	1058	4				81	273		
平成16年総数	2179	95	2133	1717	554	1098	5	17	38	5	75	341		
合計	5,601	95	5506	4436	1318	3045	13	17	38	5	224	846		

2 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間 (平成13年10月～平成16年12月)	11.7日
---	-------

- * 以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
- * 未済件数は、各月末日現在、審理中の事案の件数である。
- * 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
- * 平成13年分は、同年10月13日施行以降の件数である。
- * 平成16年12月2日に改正DV防止法が施行され、「子への接近禁止命令」制度が新設された。「子への接近禁止命令」は、被害者への接近禁止命令と同時、又は、被害者への接近禁止命令が発令された後に発令されるものである。
- * (2)の は、被害者への接近禁止命令が既に発令されている場合(退去命令と同時に発令されている場合を含む。)に、被害者への接近禁止命令を前提として、事後的に子への接近禁止命令を発令した事案である。

(最高裁判所事務総局民事局提供の資料による。)

(3) 性犯罪への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 第161回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律(強姦罪等の法定刑を引き上げ、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの)の施行(平成17年1月)(法務省)
- 性犯罪捜査の指揮、指導等にあたる性犯罪捜査指導官及びその下で補佐等にあたる性犯罪捜査指導係をすべての都道府県警察に設置し、女性警察官約110名を含む約280名を配置、性犯罪発生時に捜査活動等に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として指定し、各都道府県警察において研修を随時実施(警察庁)
- 指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、ニーズに応じた適切な支援活動を推進、すべての都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークの構築により、連携を推進(警察庁)
- 各地方検察庁に配置された被害者支援員が被害者である児童や保護者からの

相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮（法務省）

【主な政策効果】

- 強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等の認知件数等（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
強姦	2,260	2,228	2,357	2,472	2,176
強制わいせつ	7,412	9,326	9,476	10,029	9,184
公然わいせつ()	1,547	1,766	2,030	2,370	2,380

ショーによるものを除く。

- わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員等（警察庁）

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
検 挙 件 数		1,889	1,966	2,070	2,171
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,438	1,573	1,706	1,669
	わいせつ物頒布等(刑法第175条)	451	393	364	502
検 挙 人 員		1,853	1,854	1,888	2,041
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,261	1,371	1,456	1,451
	わいせつ物頒布等(刑法第175条)	592	483	432	590
わいせつ物押収点数(単位千点)		342	297	557	806
	ビデオテープ	289	236	348	270
	C D、D V D 等	33	43	167	495
	その他	20	18	43	41

- 児童に淫行をさせる行為検挙件数（児童福祉法第34条第1項第6号違反）（警察庁）

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
327	415	501	475	542

● 児童相談所における児童虐待の内容別相談件数（厚生労働省）

	総数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
12年度	17,725 (100.0%)	8,877 (50.1%)	754 (4.3%)	6,318 (35.6%)	1,776 (10.0%)
13年度	23,274 (100.0%)	10,828 (46.5%)	778 (3.3%)	8,804 (37.8%)	2,864 (12.3%)
14年度	23,738 (100.0%)	10,932 (46.1%)	820 (3.5%)	8,940 (37.7%)	3,046 (12.8%)
15年度	26,569 (100.0%)	12,022 (45.2%)	876 (3.3%)	10,140 (38.2%)	3,531 (13.3%)

(4) 売買春への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 出会い系サイト規制法の施行（平成15年）（警察庁）
- 売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）に基づく取締りの推進（警察庁）
- 各地方検察庁に配置された被害者支援員が被害者である児童や保護者からの相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮（法務省）
- 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議（議長：内閣官房副長官補）において人身取引対策行動計画を策定（平成16年）（内閣官房及び関係省庁）
- 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に署名（平成14年）締結（平成17年）（外務省）
- 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書に署名（平成14年）締結の承認を得た。（平成17年6月）（外務省）

【主な政策効果】

- 売春防止法違反の検挙状況（警察庁）

12年		13年		14年		15年		16年	
件数	人員								
2,947	1,225	2,840	1,177	2,901	1,200	2,411	1,144	2,011	1,012

● 相談、保護の実施（厚生労働省）

	12年度	13年度	14年度	15年度
婦人相談所における売春等の相談件数	125	179	130	163
売春等による一時保護の状況	47	67	63	68

● 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童買春・ポルノ法違反	41	387	813	810	768
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	377
重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）	15	73	100	137	95
粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	7	66	128	108	58
その他	21	141	255	240	284
計	104	888	1,731	1,743	1,582

● 児童相談所における児童買春等被害相談処理件数（厚生労働省）

	12年度	13年度	14年度	15年度
在宅指導	62	60	80	79
施設入所	41	20	13	16
家裁送致	7	7	2	1
その他	9	4	6	11
計	119	91	101	107

注) 12年度調査の対象期間は12年4月～12月

（５）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 企業におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務を徹底するため、パンフレットを配布し、企業への周知啓発を実施、防止対策自主点検表を作成、配布し企業の自主的な取組を促す。防止対策を講じていない企業に対しては行政指導を実施、女性労働者等からの相談に適切に対応するためにセクシュアル・ハラスメントカウンセラーを設置。セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施（厚生労働省）
- 国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策として、防止対策担当者

会議の開催、セクハラ一日電話相談の開設、セクシュアル・ハラスメント相談員研修及びセクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コースの実施（人事院）

- 教育等の場における対策として、国公立大学・教育委員会等に対して取組を促し、国立学校等職員に対して防止についての研修を実施、平成16年に国立大学が法人化した国立大学法人等に対して防止について必要な情報提供を行うなど、引き続きセクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。（文部科学省）

【主な政策効果】

- 都道府県労働局雇用均等室における是正指導件数（厚生労働省）

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
5,239	5,798	4,975	5,190	4,628

- 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数（厚生労働省）

年 度	件 数	うち女性労働者等
平成12年度	8,614	5,883
平成13年度	7,633	5,925
平成14年度	7,682	5,924
平成15年度	7,403	5,924
平成16年度	7,706	6,291

- 国立学校の教職員・セクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分等の状況の推移（文部科学省）

（単位：人）

年	懲戒処分					訓告以下				総計
	免職	停職	減給	戒告	小計	訓告	文書 厳重注意	口頭 厳重注意	小計	
平成12年	2	5	3	1	11	-	-	-	-	-
平成13年	1	5	4	5	15	9	4	4	17	32
平成14年	1	9	6	1	17	6	2	2	10	27
平成15年	1	9	4	1	15	12	2	3	17	32
平成16年*	2	4	7	1	14	4	1	0	5	19

* 平成16年3月末までの数値（平成16年4月に国立大学法人等へ移行したため）

● 公立学校の教職員・わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況の推移（文部科学省）

(単位:人)

年度	懲戒処分					訓告等	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告	小計			
平成12年度	71	25	6 (2)	6 (13)	108 (15)	13 (77)	20	141 (92)
平成13年度	53	31	10 (4)	6 (10)	100 (14)	11 (79)	11	122 (93)
平成14年度	97	39	8 (6)	4 (29)	148 (35)	18 (130)	9	175 (165)
平成15年度	107	40	4 (8)	4 (21)	155 (29)	22 (115)	19	196 (144)

注1) 公立学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校。

注2) ()内は、監督者責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。

(6) ストーカー行為等への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制の整備等ストーカー行為等へ厳正に対処（警察庁）
- 被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策の的確な実施による被害者の支援及び防犯対策を実施（警察庁）

【主な政策効果】

- ストーカー事案に関する認知件数（警察庁）

12年	13年	14年	15年	16年	累計
2,280	14,662	12,024	11,923	13,403	54,292

注1) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

注2) ストーカー事案認知原票は、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないと問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為のともなう事案を認知した場合」に作成し、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。

- ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)の適用状況(警察庁)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
警告	117	871	965	1,169	1,221	
禁止命令	2	36	32	24	24	
援助	80	719	677	856	1,356	
検挙	22	142	178	192	206	
	ストーカー行為罪	22	131	170	185	200
	禁止命令違反	0	11	8	7	6

- 警察本部長等の援助の実施状況(警察庁)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
被害防止措置の教示 (法第7条第1項)	38	348	410	743	805
被害防止交渉に必要な事項の連絡 (規則9条1号)	7	99	54	78	83
行為者の氏名及び連絡先の教示 (規則9条2号)	1	45	39	50	52
被害防止交渉に関する助言 (規則9条3号)	20	124	106	129	173
民間組織の紹介 (規則9条4号)	2	16	10	18	18
警察施設の利用 (規則9条5号)	18	137	110	111	127
物品の教示又は貸出し (規則9条6号)	41	370	415	510	508
警告を実施した旨の書面の交付 (規則9条7号)	5	41	21	12	42
その他被害防止のための援助 (規則9条8号)	16	104	127	69	397

注1) 法とは、ストーカー規制法、規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)をいう。

注2) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

● その他の対応（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770	8,077
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313	3,155
パトロール	204	1,061	918	1,009	1,617
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	77
その他	-	-	-	763	852

注1) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

注2) 「その他」は平成15年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上している。

評価と問題点

- 基盤づくりの施策については、女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする各種広報啓発活動の実施や強姦罪の法定刑の引上げ等を内容とする刑法改正等、着実に推進されている。
- 夫・パートナーからの暴力対策については、配偶者暴力防止法の制定、改正及びこれに基づく基本方針の策定等をはじめ、着実に推進されている。
- 性犯罪への対策については、性犯罪への厳正な対処や被害者への配慮の面で、一定の進展が見られる。
- 売買春への対策については、売春防止法、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締り等を推進しており、特に人身取引については、人身取引対策行動計画を策定するなど、着実に推進されている。
- セクシュアル・ハラスメント防止対策については、雇用や教育等の場において、一定の進展が見られる。
- ストーカー行為等への対策については、厳正な対処、被害者の支援及び防犯対策の面で、一定の進展が見られる。

以上の政策効果を見ると、本分野の取組は、法整備をはじめ総合的な取組を進めるための基本的な方針や行動計画の策定等かなりの進展が見られるが、依然として女性に対する暴力は数多くみられ、また潜在化しているおそれもあることから、今後もその根絶を目指した取締り、被害者に対する保護や支援等の各施策を引き続き推進していく必要がある。